

平成30年1月
(令和7年2月4日修正)

水道管工事入札参加者の皆様へ

四日市市上下水道局

水道管工事に求める入札参加資格条件（給水装置工事主任技術者）について

平成28年6月1日以降に公告する水道管工事（給水装置工事）において、給水装置工事主任技術者の適正配置を入札参加資格条件としております。

入札参加資格条件として給水装置工事主任技術者の配置を求める場合、事前に同資格の名簿登録がない方を配置予定技術者として申請したときは、給水装置工事主任技術者であることを証する書類及び3カ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類を求めていましたが、平成30年6月1日以降の公告から四日市市技術者名簿（登録申請先：四日市市調達契約課）に給水装置工事主任技術者として登録のある方に限らせていただきます。登録の無い方で申請された場合は、技術者資格なしとして失格となりますのでご注意ください。

また、給水装置工事主任技術者の登録要件を満たしている方については、令和4年度～令和7年度名簿の四日市市への個別申請の際に申請していただくか、あるいは技術職員の追加の申請をいただき、四日市市技術者名簿に登録いただきますようお願いいたします。

担当：四日市市上下水道局
管理部総務課契約係
TEL：059-354-8352

別紙 水道管工事に求める技能者の届出先について

資 格	配水用ポリエチレン管配管技能者	耐震継手技能者	給水装置工事配管技能者	(参考) 給水装置工事主任技術者
登録名簿	上下水道局 配水用ポリエチレン管配水管技能者名簿	上下水道局 配水管技能者名簿	上下水道局 給水装置工事配管技能者名簿	四日市市技術者名簿
登録申請先	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市役所 調達契約課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 1 2 5
資格の更新	資格更新はなし	有効期限5年	資格更新はなし	資格の更新はなし
申請書類	・配水用ポリエチレン管配管技能者届出書 ・配水管ポリエチレン管配水管技能者の資格を証する書類の写し（特記事項のとおり） ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・耐震継手技能者届出書 ・配水管技能者登録証の写し ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・給水装置工事配管技能者届出書 ・給水装置工事配管技能者の資格を証する書類の写し（特記事項のとおり） ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・四日市市入札参加資格審査確認申請書 個別申請書類変更届 ・技術職員等名簿（建設工事中用） ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）
特記事項	1) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会修了証 2) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講証 3) 旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了証	有効期限切れについては、各業者で管理いただき、更新時には速やかに上下水道局総務課に届出書を提出いただきますようお願いいたします。	1) 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を証する書類 2) (公財) 給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類 4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類	・四日市市技術者名簿は市内本店業者のみ登録することができます。 ・<u>四日市市技術者名簿は4年に1度、更新を行っています。名簿更新の際は、登録漏れにご注意ください。</u> ・建設業法上の主任技術者は、免状の交付後、管工事に関して1年以上の実務経験が必要です。